

記者会見要旨
(2023年6月27日)

最近の協会、業界の主な動向

1. 1月31日の臨時総会終了後、記者会見を開催しました。その後の主な動向を資料1に沿ってお話いたします。
2. 3月1日に財務会計基準機構とIFRS財団がIFRS財団と東京のアジア・オセアニアオフィスへの支援を拡大するための覚書を締結した他、3月3日にサステナビリティ開示基準の策定に向けた取組みが大きく進展していることを踏まえたセミナー「サステナビリティ開示に係る国際カンファレンス」が開催しました。
3. IFRS財団の関係者が数多く来日し、報道等でも取り上げていただいたことで、国際的にも我が国に対する認識や評価が高まる機会となりました。
4. 4月1日に施行される改正公認会計士法に係る対応について、会長声明「改正公認会計士法の施行に係る対応について」を3月31日に会員向けに発出しました。改正公認会計士法の趣旨・目的を踏まえ、業界としてこの課題に積極的に取り組んでいく姿勢を表明しています。
5. 4月17日に日本公認会計士協会第51回学術賞を発表しました。
6. 今回は学術賞 - MCS賞として「企業価値向上のための経営指標大全」を選定しました。
7. 本書は、ケーススタディを用いてコンパクトな分かりやすい解説と豊富な事例により、興味を持って読み進められ、各指標紹介の最後にはまとめがあり、各指標の役割と展望が解説され、実用書として使いやすいものとなっています。7月26日の定期総会終了後の懇親パーティーで授与式を執り行う予定です。
8. 4月28日に「サステナビリティ教育検討特別委員会報告書「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」」のプレスリリースを公表しました。
9. 公認会計士がサステナビリティについて幅広い知見を獲得し、資本市場のニーズに応える高品質なサステナビリティ情報開示を通じて持続的な価値創造の実現に寄与することを目的として、公認会計士のサステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクションを取りまとめたものです。
10. 6月26日にIFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board : ISSB) から、最初の基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」が公表されました。
11. 基準が公表されたことを歓迎し、今後のさらなる取組を期待して会長声明「ISSBによるIFRSサステナビリティ開示基準 (S1、S2) の公表について」を発出しました。
12. 7月6日に公認会計士の日を迎えます。昭和23年7月6日に公認会計士法が公布されたことを記念して定められており、今年は公認会計士法が公布されてから75年目になります。公認会計士の日について、是非皆様の記憶にとどめていただければと思います。
13. 7月26日に定期総会を帝国ホテルにて開催します。定期総会終了後には記者会見も開催しますので、その際には記者の皆様にもお越しいただければと思います。
14. 9月8日に札幌で「多様性に挑む公認会計士 ~期待と信頼を胸に」を統一テーマとして第44回日本公認会計士協会研究大会札幌大会を開催します。記者の皆様にも、是非取材していただければと思います。

令和6年度税制改正意見書の公表について

15. 今回公表した令和6年度税制改正意見書について、資料6を中心にご説明いたします。
16. 1点目は、資料6の4頁から5頁になります。今回は少し踏み込んで、中小企業の画定基準に成長性の視点を入れるべきとの意見を申し上げます。
17. 昨今、外形標準課税などの税制優遇を受けるために資本金を1億円以下に減資する企業があります。
18. 厳しい業績により減資がやむを得ない場合もありますが、本来会社規模を測る基準は資本金ではないと考えており、別の基準を設けるべきと従前から議論していました。
19. 他方で、日本でこれからスタートアップ企業を育成してくにあたり、資本金基準があるために税制優遇に甘んじて中小企業に留まってしまいう企業が出てくる可能性があります。
20. そのようなことが起こらないように、また、スタートアップ企業を育成するという視点から真に税制優遇を受けるべき企業に対する基準として成長性という視点を取り込む必要があるのではないかと考えています。
21. 今年の意見書では、まだ具体的な基準には言及していませんが、まずはこの視点を入れるべきではないかと申し上げます。
22. 2点目は、資料6の6頁になります。日本税理士会連合会から2023年6月22日に公表された「令和6年度税制改正に関する建議書」において、少額減価償却資産の取得価額基準を今までの10万円から一律30万円に引き上げるよう建議されています。
23. 日本税理士会連合会と協会は、昨年より定期意見交換会を開催しております。意見交換会の前には協会の意見書には盛り込んでいませんでしたが、日本税理士会連合会から少額の減価償却資産の取得価額基準を一律30万円未満とすべきという建議内容の説明を受けて、賛同できると考えました。
24. 最近では、為替の影響や半導体価格の上昇で、スマートフォンも20万円近い機種がでてきましたが、耐用年数10年なので企業にとって償却資産管理が大変になります。
25. 10月からインボイス制度が始まることもあり、企業の経理事務の負担減と現在の実態に即した税制にさせていただくために、協会としても10万円、20万円、30万円と複数存在する少額固定資産の基準金額の引き上げ及び一本化に賛同して、意見書に盛り込みました。
26. 3点目は、資料6の7頁になります。取引相場の無い株式等の評価について、種類株式の評価の考え方及び課税上の取扱いを明確化すべきと申し上げます。
27. 現在、会社法上は様々な内容の種類株式の発行が認められていますが、税法上は種類株式の評価方法が3つしかありません。
28. これについて、税法上において考え方をある程度明示しなければ、会社の資本政策が硬直化するのではないかと考えており、種類株式の評価の考え方を明確化すべきと意見書に盛り込みました。
29. その他、資料6の10頁以降には、初めての試みとして税制改正意見書へ意見を盛り込むまでの検討のプロセスを掲載しております。

以 上